保険料軽減特例の見直しについて

1. 保険料軽減特例見直しの主旨

今回の見直しは、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直すものです。

2. 保険料軽減特例見直しの内容

		28年度	29年度	30年度	31年度
均等割	元被扶養者	9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減※1
	その他	9割軽減※2	同左	同左	同左
		8.5割軽減※2	同左	同左	同左
		5割軽減	同左	同左	同左
		2割軽減	同左	同左	同左
所 得 割	元被扶養者	賦課なし	同左	同左	同左
	その他	5割軽減	2割軽減	軽減なし	軽減なし

- ※1 資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額を5割軽減。2年経過後は軽減なし。
- ※2 低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施.

3. 保険料軽減特例の見直しにともなう広域連合独自の軽減策について

広域連合ごとに独自の軽減を行うかどうかについて、他の広域連合に調査しましたが、行うと回答したところはありませんでした。先月 20 日に開催した市町の課長会において協議した結果、当広域連合も独自の軽減策を行わないことになりました。

4. 保険料軽減特例見直しの影響をうける被保険者

平成28年度の実績数値から試算した結果、影響を受ける人数は被保険者 254,439人中48,000人(19%)程度となります。

5. 保険料軽減特例の見直しの周知について

保険料軽減特例の見直しの周知については、厚生労働省がひな形を作成し、 広域連合がリーフレットを被保険者の皆様全員に送付いたします。さらに新聞 広告・市町の広報等を用いて広く周知いたします。